

支給回数・支給額

- 事業所内就業及び事業所外就業の場合、対象労働者1名につき継続して3回まで支給します。
 - 新規継続労働者（1回目）……………対象期間中の支払賃金額の2/3の額（71万円を限度）
 - 継続（2回目）・再継続労働者（3回目）…対象期間中の支払賃金額の1/2の額（54万円を限度）
 - ※ 65歳以上の方も申請対象労働者の要件を満たしていれば継続（2回目）・再継続労働者（3回目）として申請することができます。
 - 労働者の移動就労に要する経費の助成
- さらに、事業所内就業および事業所外就業のどちらにおいても、冬期に指定地域外で請負により指定業種に属する事業を行い、対象労働者を就労させ、その労働者の移動に要する経費を負担した場合には、移動に要した経費の助成が受けられます（令和10年3月15日までの暫定措置）。

助成対象となる移動就労経費

- (1)交通費（移動に伴う往復の交通費）
- (2)宿泊費（移動に伴う宿泊費。就労準備期間中や就労中、および就労終了後の移動準備期間中などの宿泊費は除きます）

助成される額

事業主が負担した経費の合計額について、対象となる労働者一人につき、移動距離に応じて支給されます。

移動距離	支給限度額 (往復分)
400km以上 800km未満	30,000円
800km以上 1,200km未満	60,000円
1,200km以上 1,600km未満	90,000円
1,600km以上 2,000km未満	120,000円
2,000km以上	150,000円

- 業務転換の場合は、業務転換を開始した日から起算して6カ月の期間について、事業主の方が支払った賃金額の1/3の額（71万円を限度）を支給します。

その他の助成

賃金・移動就労経費の助成のほかにも、各種の助成があります。

●休業助成

季節労働者を継続雇用したものの、やむを得ず休業させた場合
対象労働者1名につき事業所内・外就業の申請回数3回のうち、2回まで支給されます。
(事業所内・外就業か休業かのいずれかを選択することとなります。令和10年4月30日までの暫定措置)

- 1回目…休業期間中の支払休業手当と対象期間中の支払賃金額（休業手当除く）の合計額の1/2の額
- 2回目…休業期間中の支払休業手当と対象期間中の支払賃金額（休業手当除く）の合計額の1/3の額

注1) 休業期間：当該年度の1月1日から翌年度4月30日

注2) 限度額：新規継続労働者の場合「71万円」、継続・再継続労働者の場合「54万円」

●職業訓練助成

冬期間継続雇用している季節労働者に職業訓練を実施した場合
対象労働者1名につき事業所内・外就業の助成に加えて、3回まで支給されます。

- 季節的業務の訓練の場合……………対象労働者1名につき事業主が支払った費用の1/2の額（3万円を限度）
- 季節的業務以外の訓練の場合…対象労働者1名につき事業主が支払った費用の2/3の額（4万円を限度）

●新分野進出助成

季節労働者を継続雇用するために、新分野の事業所を設置・整備した場合

- 事業所の設置・整備に要した費用の1/10の額（500万円を限度、継続して3回まで同額を支給）